平成２２年（フ）第４４７０号
東京都杉並区高円寺北３丁目13―４―７
破産者　安立　　亨
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４７７号
埼玉県さいたま市見沼区大字南中丸80―９
破産者　柳　　文雄
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７２３号
東京都千代田区麹町４丁目４番地
破産者　株式会社リアルコ
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４３０号
東京都世田谷区玉川田園調布１―８―13―402田中ヨネ方、開始決定時の住所東京都港区西新橋３丁目15―８―1006
破産者　土井　良樹
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６３８号
東京都新宿区新宿５丁目13―12―401
破産者　渡邊　充康
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９１号
埼玉県川越市脇田本町１番地９北信ビル
破産者　有限会社アップル
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３１号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目26番地２
破産者　株式会社萬興産
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５１０号
横浜市旭区今宿西町220番地
破産者　有限会社ミタケ工業
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
三重県伊勢市小俣町明野461番地
破産者　北村由佳里
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
三重県志摩市阿児町鵜方3019番地６
破産者　大矢　文子
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
最後の住所神戸市垂水区南多聞台７丁目５番403号、開始決定時の住所兵庫県三木市末広３丁目３番18号
破産者　亡山田和博相続財産
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４０号
神戸市中央区波止場町６番１号
破産者　株式会社ＧＷホテルズ
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
神戸市灘区城内通４丁目７番16号
破産者　リューズシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０００号
岡山市中区倉田289―１、商業登記簿上の本店所在地岡山市南区福富西３丁目３番28号
破産者　興和運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３６３号
広島市西区庚午中１丁目13番８号
破産者　株式会社ふるがいち
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７号
沖縄県名護市字振慶名39番地
破産者　有限会社金光建設
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第３８号
沖縄県名護市宮里７丁目３番14号
破産者　有限会社昌松組
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２０年（フ）第４１２１号
札幌市中央区南21条西11丁目１番１号
破産者　株式会社陸王
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４号
神奈川県厚木市下川入308番地
破産者　有限会社潮計画
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
神奈川県逗子市桜山３丁目１番６号
破産者　有限会社コムトック
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第８１０号
京都市右京区太秦一ノ井町16番地の２
破産者　村沢染工株式会社
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４１号
兵庫県西宮市北名次町２番20号
破産者　株式会社興亜建設
1　決定年月日　平成22年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係